

## 平成26年（経過）の火薬類取締法関係事故について

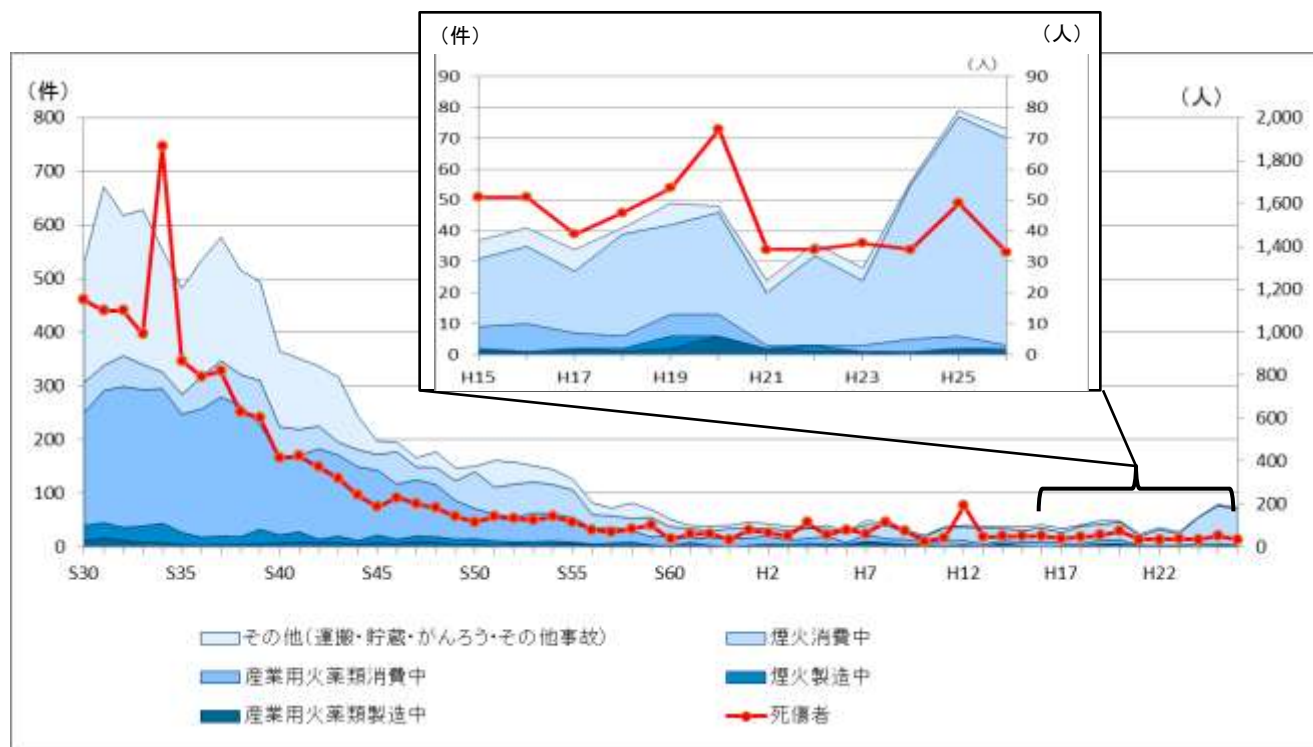
平成26年11月26日  
 商務流通保安グループ  
 鉦山・火薬類監理官付

## 1. 災害発生の推移、事故概要等

① 災害発生件数は、1956年（昭和31年）の671件をピークに減少し、近年は40件前後で推移していたが、平成24年は56件、平成25年は79件、本年は11月15日現在73件と増加している（図1、2参照）。

② また、人身被害については、災害発生件数の減少に伴い、死傷者数も年々減少しており、1960年までは千名を超えていた死傷者数は、近年では概ね40名前後で推移している。また、このうち死亡者数は、1980年以降、ほとんどの年で1桁台、直近の4年間発生していない（図1、2参照）。

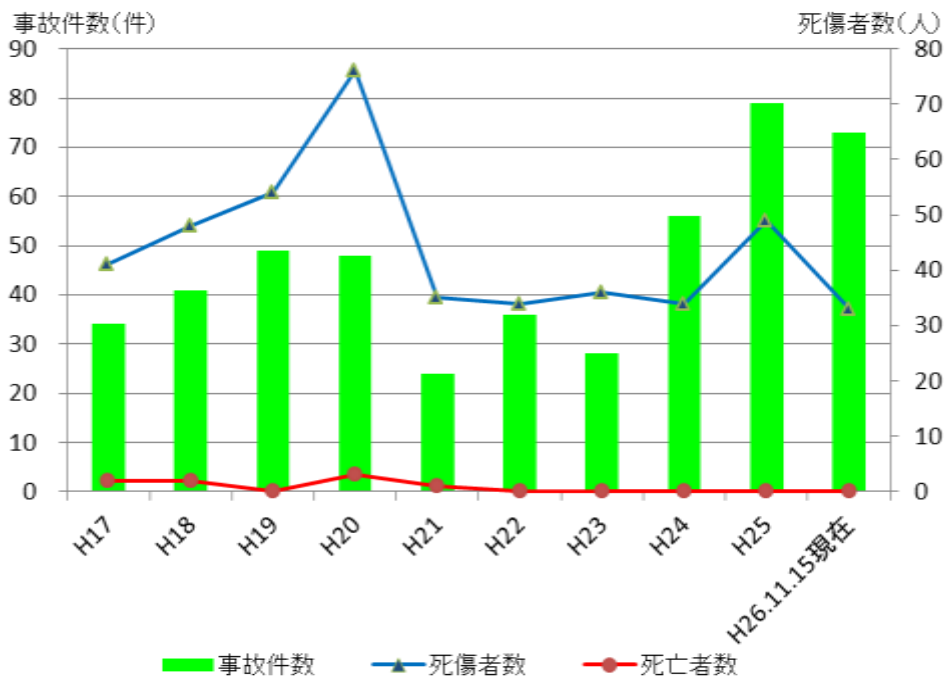
図1 昭和30(1955)年以降の事故件数の推移



③ 直近10年間、A級※相当の事故は発生していない。また、事故発生件数及び死傷者数をみると、過去10年間を通じてほぼ横ばいで推移しているが、平成26年（経過）は事故発生件数が昨年同様増加している。

なお、平成21年1月に煙火消費の技術基準を改正した火薬類取締法施行規則が施行され、煙火の遠隔点火等が義務化されたことにより、以後、筒ばねによる従事者の負傷事故は発生していない（図2参照）。

図2 直近10年間(平成17(2005)年～平成26(2014)年(経過))の事故件数の推移



項目 年	合計			
	件	死	傷 (重-軽)	
21	24	1	3	- 30
22	36	0	5	- 29
23	28	0	4	- 32
24	56	0	4	- 30
25	79	0	6	- 43
26	73	0	3	- 30

※事故の分類

[A級事故]

- ・死者5名以上
- ・死者及び重傷者が合計して10名以上
- ・死者及び負傷者が30名以上
- ・甚大な物的損害が生じたもの、等

[B級事故]

- ・死者1名以上4名以下
- ・重傷者2名以上9名以下
- ・負傷者6名以上29名以下
- ・多大な物的損害が生じたもの、等

[C級事故]

- ・A級事故及びB級事故以外の事故

(火薬類事故措置マニュアルより)

④ 平成26年、A級事故は無いが、3件のB級事故が発生している（表1参照）。

⑤ 平成26年の事故発生状況は表2の通り。事故件数73件のうち、69件ががん具煙火を含む煙火の消費に関する事故であった。その他、産業火薬では、雷管の製造中や、発破等の消費中の事故が発生している（表3参照）。

表1 平成26年(経過)B級事故概要

取扱	発生日時	発生場所 都道府県	死者	負傷者		級	事故概要
				重	軽		
煙火 消費中	7/20 20:20 頃	愛知県 蒲都市	0	0	0	B	海上で台船4隻により、台船打揚げ30号玉（各台船1発）4発消費予定中3発目の30号玉が筒の中で玉が打ち揚げられずに開発（筒バネ）し、台船上の機材が破損したもの。 ※事故内容はC級事故であるものの、1年以内に同一現場で起きた事故であることから、事故措置マニュアルに基づき「B級事故」としての扱いとなったもの。
煙火 消費中	7/26 20:29 頃	岐阜県 大垣市	0	1	0	B	花火大会に際し、演目最後の20号玉を打ち上げたところ、煙火の火の粉が消えずに地上まで落下し草木に着火したもの。 ※事故内容はC級事故であるものの、1年以内に同一現場で起きた事故であることから、事故措置マニュアルに基づき「B級事故」としての扱いとなったもの。
煙火 消費中	9/12 18:34 頃	大阪府 大阪市	0	0	1	B	アミューズメント施設のショーにおいて、パーク内6ヶ所の屋上で煙火を消費したところ、残渣により観客1名が負傷したものの。 ※事故内容はC級事故であるものの、1年以内に同一現場で起きた事故であることから、事故措置マニュアルに基づき「B級事故」としての扱いとなったもの。

表2 平成26年(経過)事故総括表

項目		事故件数		死亡者数		負傷者数				
取扱	種類別	件数	計	人数	計	人数(重-軽)			計	
①製造中	産業火薬	1	}	0	}	0	-	0	}	0 - 1
	煙火	0		0		0	-	0		
	がん具煙火	1		0		0	-	1		
②消費中	産業火薬	1	}	0	}	0	-	0	}	3 - 24
	煙火	55		0		3	-	21		
	がん具煙火	12		0		0	-	3		
③運搬中	産業火薬	0	}	0	}	0	-	0	}	0 - 0
	煙火	0		0		0	-	0		
	がん具煙火	0		0		0	-	0		
④貯蔵中	産業火薬	0	}	0	}	0	-	0	}	0 - 0
	煙火	0		0		0	-	0		
	がん具煙火	0		0		0	-	0		
⑤がんろう中	産業火薬	0	}	0	}	0	-	0	}	0 - 0
	煙火	0		0		0	-	0		
	がん具煙火	0		0		0	-	0		
⑥その他事故	産業火薬	2	}	0	}	0	-	4	}	0 - 5
	煙火	1		0		0	-	1		
	がん具煙火	0		0		0	-	0		
合計	産業火薬	4	}	0	}	0	-	4	}	3 - 30
	煙火	56		0		3	-	22		
	がん具煙火	13		0		0	-	4		

注)煙火はがん具煙火を除く。

表3 平成26年（経過）産業火薬の事故

取扱	発生日時	発生場所 都道府県	死者	負傷者		級	事故概要
				重	軽		
産業火薬 その他	3/18 11:00頃	高知県 土佐市	0	0	1	C	中学の理科授業における実験中に、花火の成分となる化学試料を乳鉢に入れて強くかき混ぜたことにより発火し、生徒1名が顔や手に重度の火傷を負った。
産業火薬 製造中	4/3 9:20頃	北海道 美唄市	0	0	0	C	工業雷管を製造のため爆粉をプレス機で圧搾中、工業雷管100本全てが同時に爆発した。プレス機は防爆壁に囲まれた場所に設置されており、作業者は当該防爆壁の外で操作していた。
産業火薬 消費中	7/18 10:43頃	熊本県 玉名郡和水町	0	0	0	C	岩石採取のため発破したところ、発破位置から200m以上離れた隣地の畑まで無数の石が飛翔し、周囲に飛び散った。その後、周辺を確認したところ、手のひらほどの大きさの飛石が3個見つかった。
産業火薬 その他	7/30 15:10頃	栃木県 佐野市	0	0	3	C	火薬店の火薬廃棄場所において、電気雷管の爆発廃棄をするため、電気雷管の脚線を発破器に接続し点火したところ、発破器の近くにおいていた廃棄予定ではない電気雷管が意に反して爆発し、点火者及び点火者付近にいた2名が電気雷管の破片で負傷したものの。

## 2. 事故発生防止に関する主な施策

### ① 学校活動における火薬類の取扱いに関する注意喚起

理科等の実験中に火薬が発火して怪我をする等の学校活動における火薬類の取扱いに係る事故が、昨年2件、本年3月に1件発生したことから、文部科学省関係部署に対し、学校活動における火薬類の取扱いに関する注意喚起依頼文書を発出し、教育現場における事故防止に関する意識啓発を行った。

【別紙1】

### ② 動物駆逐用煙火の取扱いに関する注意喚起等

鳥獣等の動物駆逐に用いられる煙火であって、打揚式動物駆逐用煙火の使用中に、持ち手付近が破裂し指を負傷する事故が平成26年に複数回発生したことから、同煙火の販売業者に対し再発防止策の検討、実施を要請するとともに、関係省（環境省、農林水産省）、都道府県、関係団体等を通じ煙火取扱者に対する注意喚起を本年7月及び11月に依頼（11月の周知【別紙2】）するとともに、注意喚起用ポスターを作成した【別紙3】。また、本年8月には、一部販売業者の取り扱う同煙火が、火薬類取締法上無許可で消費することのできる薬量を超えていたため、販売業者に対する煙火の全量回収の要請と、関係省庁（環境省、農林水産省）、都道府県に対し、消費者に対する当該煙火の使用停止に関する周知依頼を行った【別紙4】。

経 済 産 業 省

26 鉱 火 第 5 号  
平成26年5月12日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 早川 俊章 殿  
文部科学省初等中等教育局教育課程課長 塩見 みづ枝 殿  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室長 望月 禎 殿  
文部科学省高等教育局専門教育課長 牛尾 則文 殿

経済産業省商務流通保安グループ  
鉱山・火薬類監理官 吉野 潤

学校活動における火薬類の取扱いについて（依頼）

標記の件については、平成22年9月9日付け22保安第18号「学校における火薬類を用いた実験について（周知依頼）」をもって、累次の災害の防止に向け、学校関係者に対する周知依頼を行い、貴省において周知等が行われたところです。

しかしながら、その後も学校活動における火薬類の事故は5件発生し、依然として生徒による火薬類の製造中の事故が発生していること及び災害発生時の警察等への報告の遅延が生じていることは、誠に遺憾です。

つきましては、今後、このような事故の再発及び報告の遅延を防止するため、下記の事項について、貴職から各都道府県の教育行政機関等を通じ、教員をはじめとする学校関係者に対し、周知されるよう依頼します。

記

1. 18歳未満の者による火薬類の取扱いの禁止について

火薬類取締法（以下「法」という。）により、18歳未満の者は、原則、火薬類の取扱いは出来ません。特に、火薬の調合作業は例外なく禁止されています。また、何人も、18歳未満の者に火薬類の取扱いをさせてはならないと規定されています。

## 2. 火薬類の危険性に関する十分な知見

教員等が火薬類を用いた演示を行う場合は、実験で使用する火薬類の性質及び取扱い上の注意事項等について十分認識した上で、危害予防措置を適切に実施し、安全に行ってください。

## 3. 安全の確保について

教員等による演示を行う際には、万一爆発しても被害を最小限に止め、人的損傷の無いよう特に配慮し、保安のための空間が十分確保できる場所において行ってください。

## 4. 火薬類の廃棄について

教員等による演示で消費し切れなかった火薬類を廃棄する場合は、適切な方法で廃棄をしてください。適切な廃棄を行わなかったことで、負傷者が出た例もあります。

## 5. 事故の通報について

学校において発生した事故は、速やかに警察に届け出てください。近年、保護者からの連絡により初めて事案を覚知する例が後を絶ちません。教員等学校関係者におかれましては、再発防止の観点から、必ず実施してください。

また、都道府県の学校教育関係部署におかれましては、学校での火薬類の事故を把握したときは、速やかに火薬類保安担当部署へ連絡を行うとともに、原因分析等の情報共有に御協力いただきますようお願いいたします。

<参考1>

中学校及び高等学校における事故例

○平成23年7月15日 東京都（生徒1名軽傷）

学校内の競技部用ロッカーに保管されていた競技用紙雷管の保管確認を行うため、紙雷管を収納していた箱の蓋を開け中身を確認後、蓋を閉めた際に箱の中に保管されていた30粒程度の紙雷管すべてが爆発した。（事故届出遅延）

○平成23年9月24日 東京都（生徒1名軽傷）

文化祭における化学部の実験披露のための準備中、生徒が過塩素酸カリウムと赤リンを混合していたところ爆発したもの。（事故届出遅延）

○平成25年7月31日 長野県（生徒1名重傷、軽傷8名）

中学校の体験学習行事として行われたキャンプファイヤーにおいて教諭の打ち揚げたがん具煙火、（20時32分頃に打ち揚げた）2本のうち、1本から発射された花火が観覧する生徒席手前で開発し、薬玉が生徒に当たり重傷等を負った。（事故届出されず。）

○平成25年10月3日 兵庫県（生徒1名軽傷）

中学1年生の男子生徒が黒色火薬の燃焼実験をするため、木炭、硫黄、アルミニウム及び塩素酸カリウム（計数g程度）を蒸発皿に入れて乳鉢で混合したところ爆発した。生徒は両手に軽傷の火傷を負った。物的被害はなかった。

○平成26年3月18日 高知県（生徒1名重傷）

中学の理科授業における実験中に、花火の成分となる化学試料を乳鉢に入れて強くかき混ぜたことにより発火し、生徒1名が顔や手に重度の火傷を負った。（事故届出されず。）



## <参考条文>

### 火薬類取締法関係条文

#### 火薬類取締法（抄）

##### （製造の許可）

第三条 火薬類の製造（変形又は修理を含む。以下同じ。）の業を営もうとする者は、製造所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）第二条に規定する対人地雷及びクラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二条第一項に規定するクラスター弾等の製造の業を営もうとする者は、この限りでない。

第四条 火薬類の製造は、前条の許可を受けた者（以下「製造業者」という。）でなければ、することができない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習又は医療の用に供するため製造する火薬類で、経済産業省令で定める数量以下のものを製造する場合は、この限りでない。

##### （取扱者の制限）

第二十三条 十八才未満の者は、火薬類の取扱いをしてはならない。

2 何人も、十八才未満の者又は心身の障害により火薬類の取扱いに伴う危害を予防するための措置を適正に行うことができない者として政令で定めるものに、火薬類の取扱いをさせてはならない。

3 前二項の規定は、がん具煙火の譲渡、譲受又は消費、火薬類を包装する作業等の危険の少ない取扱いであつて経済産業省令で定めるものについては、適用しない。

##### （事故届等）

第四十六条 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者は、左の各号の場合には、遅滞なくその旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

一 その所有し、又は占有する火薬類について災害が発生したとき。

#### 火薬類取締法施行規則（抄）

##### （無許可製造数量）

第三条 法第四条 但書の規定により許可を受けないで製造することができる火薬類の数量は、左の各号によるものとする。

一 理化学上の実験または医療の用に供するために製造する場合には、信号焰管、信号火せんもしくは煙火またはこれらの原料用火薬もしくは爆薬にあつては一回につき四百グラム以下、その他のものにあつては一回につき爆薬または爆薬換算二百グラム以下

(危険の少ない取扱いの指定)

第八十四条 法第二十三条第三項の規定により十八才未満の者が行い、又は十八才未満の者に行わせることができる危険の少ない取扱いは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬または爆薬の製造作業のうち、次に掲げるもの
  - イ 火薬または爆薬の手てん薬作業および包装作業
  - ロ 推進薬のレストリクター付け作業
  - ハ 無煙火薬または推進薬の検査作業
- 二 煙火（がん具煙火を除く。）の製造作業のうち、次に掲げるもの
  - イ 外殻準備作業
  - ロ 外殻はり付け作業
  - ハ 完成したものの外部仕上げ作業
  - ニ 仕掛煙火の焰管取り付け作業（導火取り付け作業を除く。）
  - ホ 塩素酸塩または赤燐を含有しない火薬のてん薬作業
  - ヘ 乾状の火薬、爆薬、火薬もしくは爆薬の露出している半成品、引き玉または外殻はり付け前の煙火以外のものの運搬作業
  - ト 包装作業
- 三 競技用紙雷管または信号焰管の消費
- 四 模型ロケットに用いられる火薬類（第一条の五第七号及び第八号の規定により定められるがん具煙火を除く。）の消費
- 五 がん具煙火の製造作業以外の取扱い
- 六 がん具煙火の製造作業のうち、次に掲げるもの
  - イ 塩素酸塩または赤燐を含有しない火薬のみを使用して行なう紙より作業およびてん薬作業
  - ロ 湿状の火薬のみを使用して行なう造粒作業および塗薬作業
  - ハ 湿状の爆薬を使用して行なう第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火の紙巻き作業
  - ニ 乾状の火薬、爆薬、火薬もしくは爆薬が露出している半成品または引き玉以外のものの運搬作業
  - ホ 塩素酸塩または赤燐を含有しない火薬のみを使用したものの乾燥作業
  - ヘ 火薬または爆薬の露出していないものの仕上げ作業および外装作業
  - ト 包装作業および組合せ作業
- 七 煙火以外の火工品の製造作業のうち、次に掲げるもの以外のもの
  - イ 原料爆薬の計量作業、圧さく作業および溶てん作業
  - ロ 導爆線の圧延作業および含薬作業
  - ハ 工業雷管の掃除作業
  - ニ 弾薬の製造作業

ホ 導火線以外のものの収函作業

八 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第六条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る国際競技に用いる銃砲に使用する火薬類の取扱い

九 特定手筒煙火の消費（十六歳以上の者が、経済産業大臣が定める基準により行うものに限る。）

## 動物駆逐用煙火(連続発射式)の取扱いにご注意ください！ 〈新たな事故の発生及び製品回収情報等の連絡〉

平成26年11月21日  
商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火(連続発射式)の使用中に、持ち手付近が破裂し、指等を負傷する火薬類の事故が昨年末からこれまでに7件発生しました。(昨年度2件、本年7月に2件、8月に1件、10月に2件発生。)

当該煙火は、原則、地上に固定するなどして使用し、やむを得ず手に持って使用する場合は、専用の手持ち用保護ホルダーを使用し、万一の煙火の破裂やホルダーの破損に対し、ゴーグルや耳栓、革手袋などの防護具を併用するなど慎重に取り扱うことが必要です。

経済産業省では使用者に対し、取扱い時の注意を喚起するとともに、関係省、都道府県、関係団体等を通じて煙火を取り扱う者に対する注意喚起の周知を再度依頼しました。

### 1. 事案の概要

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火(連続発射式)の使用中に、持ち手付近が破裂し、指等を負傷する火薬類の事故がこれまでに7件発生しました。(以下、「参考」参照。)

### 2. 注意事項

動物駆逐用煙火(連続発射式)の使用に際しては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、以下の注意点を厳守して使用してください。

(1) 製品は直接手に持たず、杭などに固定し使用してください。

(2) やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用してください(当該煙火の販売業者がホルダーの交換を行っている場合は、交換後のホルダーを使用すること。現在、ホルダーの交換を実施している例は3.のとおり。)。その際には、以下の点を厳守願います。

・専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けず、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。

・使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。

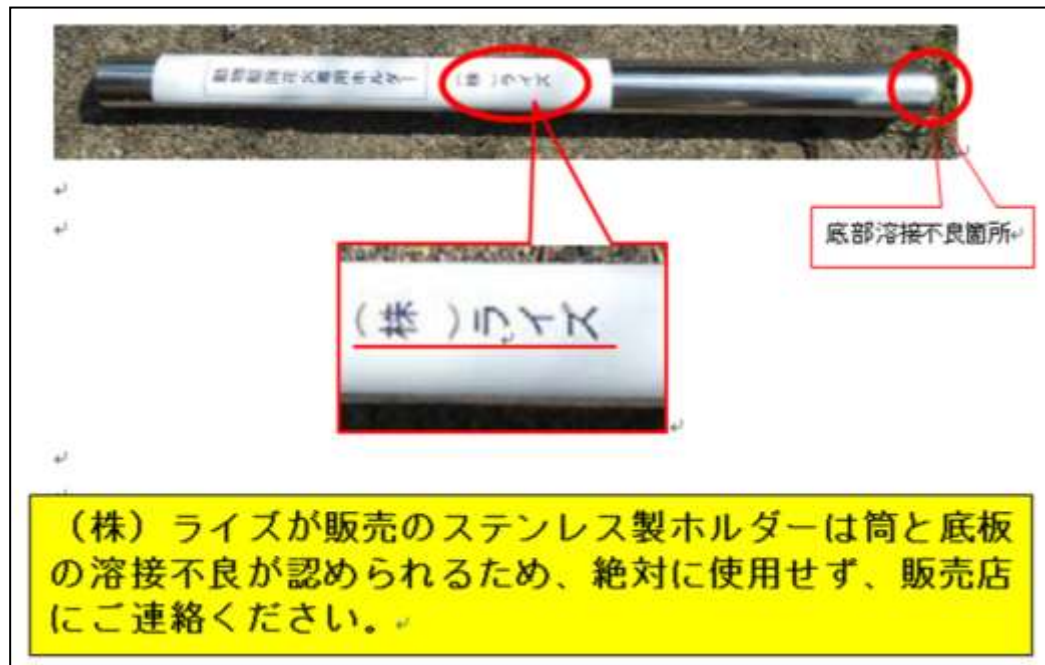
・専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。

・なお、(株)ライズが販売するステンレス製の専用ホルダーに関しては、検査の結果、ホルダーの筒と底板の溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められたことから、同社ホルダー及び煙火は絶対に手に持って使用せず、必ず杭などに固定して使用すること。なお、同社ホルダーについては、販売元まで問い合わせのこと。

(販売元((株)ライズ)連絡先:086-295-1179)

(株)ライズのステンレス製ホルダーの外観は以下の通り。

### (株)ライズが販売のステンレス製ホルダーの外観



### 3. 伊藤煙火工業(株)が輸入した動物駆逐用煙火

伊藤煙火工業(株)が平成26年(2014年)1月以前に輸入した動物駆逐用煙火、製品名「T-3」及び「樹脂製」の手持ち用ホルダーについては、使用しないでください(但し、杭などに固定した使用は可。)。なお、改良品との交換を行っていますので、当該製品をお持ちの方は、販売元に連絡してください。(販売元(伊藤煙火工業(株))連絡先:0595-82-0224)

従来品と改良品等の見分け方は以下の通り。

## 従来品と改良品の見分け方

### 伊藤煙火工業(株)が販売の製品

#### ・動物駆逐用煙火「T-3」について



#### ・「専用ホルダー」について



#### 4. その他、販売元が自主回収を行っている製品

以下の煙火をお持ちの方は、使用せず、販売元に連絡してください。

製品名	販売元	連絡先
「駆除雷5発」 (2012年5月中国製)	(株)ライズ	TEL:086-295-1179
「閃光珠5R」	(株)芳賀火工	TEL:022-262-1151

それぞれの煙火の見分け方は以下の通り。

#### 販売店が自主回収している煙火

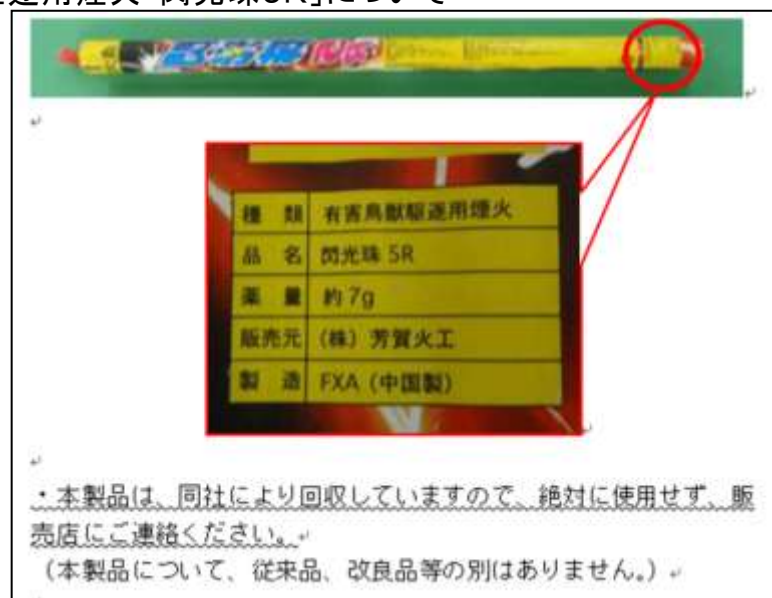
##### ①<(株)ライズが販売の製品>

・動物駆逐用煙火「駆除雷5発」について



##### ②<(株)芳賀火工が販売の製品>

・動物駆逐用煙火「閃光珠5R」について



## 5. 当省の対応

本件について、経済産業省では、本日付けをもって、伊藤煙火工業(株)に対し、事故を起こした煙火及びホルダーの回収と、それぞれの改良型製品との交換を速やかに進めること、事故の言及名及び再発防止策を検討し、報告するよう要請しました(別添 1)。

また、動物駆逐用煙火(連続発射式)の輸入販売業者に対し、販売先に、使用方法などを遵守するよう周知するとともに、各社販売のホルダーに関する溶接箇所の施工状況の確認方法を報告することを求めました(別添 2)。

さらに、事故防止に万全を期するため、関係省、都道府県、公益社団法人日本煙火協会及び一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会を通じ、関係者への周知を依頼しました。(別添 3、別添 4、別添 5)

経済産業省としては、引き続き原因調査を進め、再発防止に向けた対応策の検討を進めてまいります。



(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ 鉦山・火薬類監理官 吉野  
担当者: 福原、太田

電話: 03-3501-1511(内線 4961)

03-3501-1870(直通)



【平成25年11月13日】

岡山県において、猿の駆逐のため(株)ライズ販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用保護ホルダー(プラスチック製)に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。(1名が軽傷)

【平成25年12月15日】

山口県において、猿の駆逐のため(株)ライズ販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用保護ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。(1名が重傷)

【平成26年7月12日】

福島県において、熊の駆逐のため(株)芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用保護ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。(1名が重傷)

【平成26年7月14日】

福島県において、熊の駆逐のため(株)ライズ販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用保護ホルダー(ステンレス製)に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。(1名が軽傷)

なお、当該事故を受け、(株)ライズ販売の手持ち用保護ホルダーを検査したところ、ホルダーの筒と底板との溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められた。

【平成26年8月7日】

福井県において、動物の駆逐のため伊藤煙火(株)販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用保護ホルダー(塩ビ製)に入れて消費していたところ、製品が破裂し、ホルダーの先端部が破損し、顔を負傷した。(1名が軽傷)

【平成26年10月24日】

滋賀県において、猿の駆逐のため伊藤煙火(株)販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を専用の手持ち用保護ホルダー(塩ビ製)に入れて消費していたところ、製品及びホルダーが破裂し、気絶、手の甲に負傷した。(1名が軽傷)

【平成26年10月29日】

神奈川県において、猿の駆逐のため(株)若松屋販売の動物駆逐用煙火(連続発射式)を手持ち用保護ホルダーに入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂した。(負傷者なし)

## 経済産業省

26 鉱火第 21 号

平成 26 年 11 月 21 日

伊藤煙火工業株式会社

代表取締役 伊藤 照雄 宛て

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官 吉野 潤

貴社販売製品の動物駆逐用煙火 (T-3) について (要請)

貴社が販売する動物駆逐用煙火「T-3」及び樹脂製ホルダーの使用中に、使用者の手中で製品が破裂し、負傷する火薬類の事故が本年 8 月 7 日に発生し、その後、10 月 24 日には再び同様の事故が発生しております。

については、下記についての確認及び周知等を行うよう要請するとともに、その結果を商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付まで報告することを要請します。

### 記

1. 「T-3」(従来型)の販売先の使用状況(残存数)を確認し、残存がある場合は、従来型の樹脂製ホルダーは内部で破裂した際に破損し負傷するおそれがあるので使用しないこと、当該煙火を使用する際は直接手に持って使用せず、杭などに固定し行うことを速やかに周知すること。
2. 当該動物駆逐用煙火をホルダーを用いて使用することを希望する者に対しては、「T-3」(改良型)及び専用ホルダー(改良型)との交換を速やかに進めること。また、使用の際には、必ず革手袋、ゴーグル等の保護具の着用を徹底するよう周知すること。
3. 今回の事故の原因究明及び再発防止策の検討を行うこと。

## 経済産業省

26 鉱火第 21 号

平成 26 年 11 月 21 日

販売事業者 宛て

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官 吉野 潤

### 動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、負傷する火薬類の事故が絶えません。昨年末からこれまでに 7 件発生しています。（下記参照）。

同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、改めて別紙にて、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うことといたしました。

また、平成 26 年 7 月 14 日に発生した事故を受け、(株)ライズ販売の手持ち用保護ホルダーを検査したところ、ホルダーの筒と底板との溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められました。

つきましては、貴社におかれましては、動物駆逐用煙火（連続発射式）の販売先に対し、別紙についての周知徹底を行っていただくとともに、貴社で販売等を行っているホルダーに関する溶接箇所の施工状況の確認方法等について、経済産業省までご報告頂きますようお願いいたします。

### 記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

#### 【平成 25 年 11 月 13 日】

岡山県において、猿の駆逐のため(株)ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1 名が軽傷）

**【平成25年12月15日】**

山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1名が重傷）

**【平成26年7月12日】**

福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1名が重傷）

**【平成26年7月14日】**

福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（1名が軽傷）

なお、当該事故を受け、（株）ライズ販売の手持ち用保護ホルダーを検査したところ、ホルダーの筒と底板との溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められた。

**【平成26年8月7日】**

福井県において、動物の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品が破裂し、ホルダーの先端部が破損し、顔を負傷した。（1名が軽傷）

**【平成26年10月24日】**

滋賀県において、猿の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品及びホルダーが破裂し、気絶、手の甲に負傷した。（1名が軽傷）

**【平成26年10月29日】**

神奈川県において、猿の駆逐のため（株）若松屋販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を手持ち用保護ホルダーに入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂した。（負傷者なし）

## 別紙（別添2～5共通）

### 動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用における注意点

本年7月、動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止についての注意喚起をいたしました。同煙火による消費中の事故が絶えません。

動物駆逐用煙火は、一般で販売されているがん具煙火と異なり、威力の強い火薬が用いられております。このため、万が一、製品の異常な破裂等が発生した場合には、指や手の一部を欠損したり、飛散物や爆音により重篤な怪我をするおそれがあります。

消費者におかれましては、取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、下記の注意点を厳守してご使用いただきますよう、改めて注意喚起いたします。

#### 記

1. 製品は直接手に持たず、杭などに固定して使用すること。
2. やむを得ず手に持って使用する場合は、当該煙火の販売業者が提供する専用の保護ホルダーを使用すること（当該煙火の販売業者がホルダーの交換を行っている場合は、交換後のホルダーを使用すること。現在、ホルダーの交換を実施している例は3.のとおり。）。その際には、以下の点を厳守願います。
  - (1) 専用ホルダー使用時には、ホルダー底面に手が触れない位置で、可能な限りホルダーの下側を持って使用すること。また、ホルダー底面は体に向けて、ホルダーはできる限り体から離して使用すること。
  - (2) 使用する専用ホルダーにおける、変形、さび、ひび割れ等の有無を確認し、異常が有るものや、過去に一度でもホルダー内部で製品が破裂等の異常燃焼をしたものは、使用しないこと。
  - (3) 専用ホルダーは、万一、製品が手元で破裂等した場合の被害を軽減する事はできるが、被害を完全に防止することはできないため、ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用すること。
  - (4) なお、(株)ライズが販売するステンレス製の専用ホルダーに関しては、検査の結果、ホルダーの筒と底板の溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められたことから、同社ホルダー及び煙火は絶対に手に持って使用せず、必ず杭などに固定して使用すること。なお、同社ホルダーについては、販売元まで問い合わせのこと。（販売元 (株)ライズ

連絡先：086-295-1179)

(株)ライズのステンレス製ホルダーの外観は「別添1」の通り。

3. 伊藤煙火工業株式会社が平成26年(2014年)1月以前に輸入した動物駆逐用煙火、製品名「T-3」及び「樹脂製」の手持用ホルダーについては、使用しないこと (但し、杭などに固定した使用は可)。なお、改良品との交換を行っていますので、当該製品をお持ちの方は、販売元に連絡すること。(販売元 伊藤煙火工業(株) 連絡先：0595-82-0224)

従来品と改良品等の見分け方は「別添2」の通り。

4. その他、販売元が自主回収を行っている製品は以下の通り。

当該煙火をお持ちの方は、使用せず販売元に連絡してください。

当該煙火の見分け方は「別添3」のとおり。

製品名	販売元	連絡先
「 <b>駆除雷5発</b> 」 (2012年5月中国製)	(株)ライズ	TEL:086-295-1179
「 <b>閃光珠5R</b> 」	(株)芳賀火工	TEL:022-262-1151

## (株) ライズが販売のホルダー外観



(株) ライズが販売のステンレス製ホルダーは筒と底板の溶接不良が認められるため、絶対に使用せず、販売店にご連絡ください。

# 従来品と改良品の見分け方 〈伊藤煙火工業（株）が販売の製品〉

## ・動物駆逐用煙火「T-3」について

### 見分けポイント1

・改良品は、従来品より柄が長く、柄の部分に「突起」がある



### 見分けポイント2

・改良品：輸入年月 2014. 02 以降  
・従来品：輸入年月 2014. 01 以前※

※輸入年月が 2014. 01 以前のは販売店で回収していただきますので、絶対に使用せず、販売店にご連絡ください。



## ・「専用ホルダー」について

### 見分けポイント1

- ・改良品：「ステンレス」※製
- ・従来品：「樹脂」製

※ステンレス筒に厚紙及びビニルテープを巻いた構造。



### 見分けポイント2

- ・従来品は柄の部分に「突起」がある



・従来品の樹脂製ホルダーは販売店で回収していますので、絶対に使用せず、販売店にご連絡ください。

## 販売店が自主回収している煙火

### ① 〈(株) ライズが販売の製品〉

- ・ 動物駆逐用煙火「駆除雷5発」について



#### 見分けポイント

- ・ 新製品：製造欄が2012年6月以降のもの
- ・ 従来品：製造欄「2012年5月中国製」※

※製造欄が「2012年5月中国製」のものは販売店で回収していますので、絶対に使用せず、販売店にご連絡ください。

## ② 〈(株) 芳賀火工が販売の製品〉

### ・ 動物駆逐用煙火「閃光珠5R」について



種 類	有害鳥獣駆逐用煙火
品 名	閃光珠 5R
薬 量	約 7g
販売元	(株) 芳賀火工
製 造	FXA (中国製)

・ 本製品は、同社により回収していますので、絶対に使用せず、販売店にご連絡ください。

(本製品について、従来品、改良品等の別はありません。)

## 経済産業省

26 鉱火第 21 号

平成 26 年 11 月 21 日

関係省 宛て

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、負傷する火薬類の事故が絶えません。昨年末からこれまでに 7 件発生しています。（下記参照）。

同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、改めて別紙にて、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、別紙についての周知徹底をお願いいたします。

### 記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

#### 【平成 25 年 11 月 13 日】

岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1 名が軽傷）

#### 【平成 25 年 12 月 15 日】

山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1 名が重傷）

#### 【平成 26 年 7 月 12 日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたとこ

ろ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1名が重傷）

**【平成26年7月14日】**

福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（1名が軽傷）

なお、当該事故を受け、（株）ライズ販売の手持ち用保護ホルダーを検査したところ、ホルダーの筒と底板との溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められた。

**【平成26年8月7日】**

福井県において、動物の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品が破裂し、ホルダーの先端部が破損し、顔を負傷した。（1名が軽傷）

**【平成26年10月24日】**

滋賀県において、猿の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品及びホルダーが破裂し、気絶、手の甲に負傷した。（1名が軽傷）

**【平成26年10月29日】**

神奈川県において、猿の駆逐のため（株）若松屋販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を手持ち用ホルダーに入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂した。（負傷者なし）

## 経済産業省

26 鉱火第 21 号

平成 26 年 11 月 21 日

都道府県火薬担当部局長 宛て

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、負傷する火薬類の事故が絶えません。昨年末からこれまでに 7 件発生しています。（下記参照）。

同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、改めて別紙にて、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対し、別紙についての周知徹底をお願いいたします。

### 記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

#### 【平成 25 年 11 月 13 日】

岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1 名が軽傷）

#### 【平成 25 年 12 月 15 日】

山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1 名が重傷）

#### 【平成 26 年 7 月 12 日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたとこ

ろ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1名が重傷）

**【平成26年7月14日】**

福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（1名が軽傷）

なお、当該事故を受け、（株）ライズ販売の手持ち用保護ホルダーを検査したところ、ホルダーの筒と底板との溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められた。

**【平成26年8月7日】**

福井県において、動物の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品が破裂し、ホルダーの先端部が破損し、顔を負傷した。（1名が軽傷）

**【平成26年10月24日】**

滋賀県において、猿の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品及びホルダーが破裂し、気絶、手の甲に負傷した。（1名が軽傷）

**【平成26年10月29日】**

神奈川県において、猿の駆逐のため（株）若松屋販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を手持ち用ホルダーに入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂した。（負傷者なし）

## 経済産業省

26 鉱火第 21 号

平成 26 年 11 月 21 日

関係団体の長 宛て

経済産業省商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官 吉野 潤

動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について（周知依頼）

鳥獣等の動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、負傷する火薬類の事故が絶えません。昨年末からこれまでに 7 件発生しています。（下記参照）。

同様の製品による類似の事故が発生することを防止するため、改めて別紙にて、当該煙火を消費する関係者に対し、動物駆逐用煙火（連続発射式）の消費に当たっての注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴協会におかれましては、傘下の会員に対し、別紙についての周知徹底をお願いいたします。

### 記

これまでに確認されている動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の概要

#### 【平成 25 年 11 月 13 日】

岡山県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（プラスチック製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂し、指を負傷した。（1 名が軽傷）

#### 【平成 25 年 12 月 15 日】

山口県において、猿の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、親指と人差指を欠損した。（1 名が重傷）

#### 【平成 26 年 7 月 12 日】

福島県において、熊の駆逐のため（株）芳賀銃砲火薬店販売の動物駆逐用煙



火（連続発射式）を専用の手持ち用ホルダーを使用しないで消費していたところ、製品が破裂し、中指及び薬指を欠損した。（1名が重傷）

**【平成26年7月14日】**

福島県において、熊の駆逐のため（株）ライズ販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（ステンレス製）に入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂、ホルダーの底部が破損し、腹部等数か所に火傷を負った。（1名が軽傷）

なお、当該事故を受け、（株）ライズ販売の手持ち用保護ホルダーを検査したところ、ホルダーの筒と底板との溶接不良から、筒内での煙火の破裂に対する強度不足が認められた。

**【平成26年8月7日】**

福井県において、動物の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品が破裂し、ホルダーの先端部が破損し、顔を負傷した。（1名が軽傷）

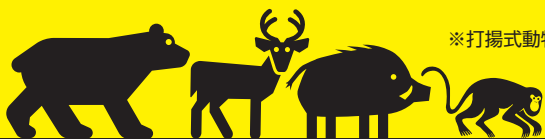
**【平成26年10月24日】**

滋賀県において、猿の駆逐のため伊藤煙火（株）販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を専用の手持ち用保護ホルダー（塩ビ製）に入れて消費していたところ、製品及びホルダーが破裂し、気絶、手の甲に負傷した。（1名が軽傷）

**【平成26年10月29日】**

神奈川県において、猿の駆逐のため（株）若松屋販売の動物駆逐用煙火（連続発射式）を手持ち用ホルダーに入れて消費していたところ、ホルダー内で製品が破裂した。（負傷者なし）

# 「打揚式動物駆逐用煙火※」の 破裂による怪我を防ぐために



※打揚式動物駆逐用煙火…発音体が筒から連続して発射されるものもあり、  
発音体の爆発音で動物を追い払う花火です



当該煙火を使用の際は、

絶対、「**直接**」手に持たない！



やむを得ない場合は、

「**専用**の手持ち用ホルダー」を使用！

更に、



(写真はイメージです。(公社)日本保安用品協会提供)



ホルダーは、煙火の破裂による被害を完全に防止するものではありません。  
専用ホルダーに加え、革手袋等の防護具の併用を必ず行って下さい。



取扱説明書に記載されてる使用方法、使用上の注意を遵守するとともに、  
安全な取扱いを心がけてください。

経済産業省

26 銃火第15号

平成26年8月18日

株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工

代表取締役 芳賀 静 殿

経済産業省商務流通保安グループ

銃山・火薬類監理官 吉野 潤

貴社販売製品の動物駆逐用煙火（閃光珠5R）について（指示）

貴社が販売した動物駆逐用煙火「閃光珠5R」が含有している火薬量（爆薬含む）が火薬類取締法第25条の許可を受けずに消費できる火薬量10gを超えていることが判明した（製品には約7gと表示されている）。このような製品を自治体へ販売し、当該製品を消費した住民が負傷する事故が発生したことは極めて遺憾です。

については、火薬類販売事業者として以下の措置を講じてください。

1. 直ちに「閃光珠5R」の使用停止を全消費者に周知するとともに「閃光珠5R」の全量回収を行うこと。
2. 「閃光珠5R」の回収状況とともに販売に至った経緯（薬量の誤表示含む）を速やかに報告すること。

# 経済産業省

26 銃火第15号

平成26年8月18日

農林水産省生産局農業環境対策課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ

銃山・火薬類監理官

株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工販売製品の動物駆逐用煙火  
(閃光珠5R) について (周知依頼)

平成26年7月12日に株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工が販売する動物駆逐用煙火(閃光珠5R)の使用中に指を欠損する事故が発生し、平成26年7月25日付文書「動物駆逐用煙火(連続発射式)による事故の防止について(周知依頼)」において鳥獣被害対策に携わる関係者に対して周知徹底をお願いしたところですが、「閃光珠5R」の製品検査の結果、当該煙火の火薬量(爆薬含む)が火薬類取締法第25条に基づく消費許可を受けずに消費できる火薬量10gを超えていることが判明しました(製品には約7gと表示されています)。

経済産業省では、株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工に対して製品の全量回収と全消費者へ使用の停止の周知徹底を指示しました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対して「閃光珠5R」使用停止の周知徹底をお願いいたします。

なお、閃光珠5Rの外観、表示等は別紙の通り。

# 経済産業省

26 銃火第 15 号

平成 26 年 8 月 18 日

環境省自然環境局野生生物課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ

銃山・火薬類監理官

株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工販売製品の動物駆逐用煙火  
(閃光珠 5R) について (周知依頼)

平成 26 年 7 月 12 日に株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工が販売する動物駆逐用煙火 (閃光珠 5R) の使用中に指を欠損する事故が発生し、平成 26 年 7 月 25 日付文書「動物駆逐用煙火 (連続発射式) による事故の防止について (周知依頼)」において鳥獣被害対策に携わる関係者に対して周知徹底をお願いしたところですが、「閃光珠 5R」の製品検査の結果、当該煙火の火薬量 (爆薬含む) が火薬類取締法第 25 条に基づく消費許可を受けずに消費できる火薬量 10 g を超えていることが判明しました (製品には約 7 g と表示されています)。

経済産業省では、株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工に対して製品の全量回収と全消費者へ使用の停止の周知徹底を指示しました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対して「閃光珠 5R」使用停止の周知徹底をお願いいたします。

なお、閃光珠 5R の外観、表示等は別紙の通り。

# 経済産業省

26 鋳火第15号

平成26年8月18日

都道府県火薬類取締担当部局長 殿

経済産業省商務流通保安グループ

鋳山・火薬類監理官

株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工販売製品の動物駆逐用煙火  
(閃光珠5R) について (周知依頼)

平成26年7月12日に株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工が販売する動物駆逐用煙火(閃光珠5R)の使用中に指を欠損する事故が発生し、都道府県知事宛平成26年7月25日付文書「動物駆逐用煙火(連続発射式)による事故の防止について(周知依頼)」において鳥獣被害対策に携わる関係者に対して周知徹底をお願いしたところですが、「閃光珠5R」の製品検査の結果、当該煙火の火薬量(爆薬含む)が火薬類取締法第25条に基づく消費許可を受けずに消費できる火薬量10gを超えていることが判明しました(製品には約7gと表示されています)。

経済産業省では、株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工に対して製品の全量回収と全消費者へ使用の停止の周知徹底を指示しました。

つきましては、貴職におかれましては、関係機関を通じ、鳥獣被害対策に携わる関係者に対して「閃光珠5R」使用停止の周知徹底をお願いいたします。

なお、閃光珠5Rの外観、表示等は別紙の通り。

(別紙) 閃光珠 5R の外観、表示等

○外観写真



↑ 表示部

○表示

種 類	有害鳥獣駆逐用煙火
品 名	閃光珠 5R
薬 量	約 7g
販売元	(株) 芳賀火工
製 造	FXA (中国製)

○株式会社芳賀銃砲火薬店芳賀火工の連絡先

〒980-0802

宮城県仙台市青葉区二日町18-12

電話：022-262-1151

FAX：022-262-1154